別表六の十一(四)の記載要領第五号を削り、同第四号中「「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）⑭」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）⑰」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）⑱」」を「「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）⑰」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）⑳」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）㉑」」に、「租税特別措置法施行令」を「平成27年旧措置法施行令」に、「震災特例法施行令」を「平成27年旧震災特例法施行令」に改め、同号を同第六号とし、同第三号中「「当期税額基準額 (3)×20又は30/100 ⑷」を「「当期税額基準額 (6)×25又は30/100 ⑺」に改め、「(法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。)」を削り、「「20又は」」を「「25又は」」に改め、同号を同第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6　「前期繰越分」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。

7　「法人税額の特別控除額 ⑽又は（⑽＋⑮） ⑯」の欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（⑽＋⑮）」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「⑽又は」を消すこと。

別表六の十一(四)の記載要領第二号の次に次の一号を加える。

3　「控除対象試験研究費の額の合計額」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。

4　「中小連結法人税額控除限度額 (⑴又は⑷)×12/100 ⑸」の欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「⑴又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は⑷」を消すこと。

別表六の十一(四)付表二を削る。